

第3部－第2 緑と水の快適空間の創造

I まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成14年)	中期実績値(平成18年)	目標値(平成22年)
緑被率	23.4%	21.1%	—	維持

樹木地、草地、農地等を合わせた面積が、市域面積に占める割合です。公園の増設やまちづくり条例に基づく緑化指導、農地の確保などにより、市民とともに緑を維持する取り組みを進めます。緑被率については、23.4%を維持していくことを目標としていましたが、農地や樹林地の開発・宅地化により平成14年度の調査では21.1%となりました。なお、緑被率の調査は5年毎に実施しており、今回は平成19年度に行う予定です。

行政指標	計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成15年)	中期実績値(平成18年)	目標値(平成22年)
市民一人当たりの公園緑地等の面積	4.04㎡	4.26㎡	4.42㎡	5㎡

市民一人当たりの公園・緑地等(マンション等の民間の自主管理公園、民間緑地等で市民に一般開放された施設を含みます。)の面積から、緑化推進の進捗度を見る指標です。公園の増設や大学キャンパス等の一般開放の推進などにより、市民一人当たりの公園緑地等の面積の増加をめざします。市民一人当たりの公園緑地等の面積は4.42㎡になりました。

II 施策・主な事業の体系

1 「第2次緑と水の回遊ルート整備計画」の策定

(1)「緑と水の基本計画」(第2次緑と水の回遊ルート整備計画)の推進	◎ ①「緑と水の基本計画」(第2次緑と水の回遊ルート整備計画)の推進
------------------------------------	------------------------------------

2 緑と水のネットワークの構築

(1)回遊ルートの「拠点整備」の推進	◎ ①ふれあいの里・市民の広場の整備
	◎ ②拠点周辺の景観形成の推進
	◎ ③出合いのスポット、ポケットパークの設置
	◎ ④アニメーション美術館との連携
(2)回遊ルートの「ルート整備」の推進	◎ ①拠点周遊ルート等の整備
	◎ ②「エコミュージアム」関連ルートの整備 (「第7部－第3芸術・文化のまちづくりの推進」参照)
	◎ ③河川ルートの整備
	◎ ④回遊ルートのサイン整備の推進

3 緑と水の保全

(1)自然緑地の保全	◎ ①回遊ルート周辺の自然緑地の重点的保全
	※ ②風致地区、自然環境保全地区等の指定
	※ ③緑と水の環境整備重点地区の指定
	◎ ④保存樹木等の指定
(2)農地の保全	◎ ①生産緑地の計画的な保全と整備の推進 (「第2部－第2 都市型農業の育成」参照)
	◎ ②農地の保全・整備手法の検討
	◎ ③土地税制・生産緑地制度に関する国等への要請 (「第2部－第2 都市型農業の育成」参照)
(3)河川の親水化、橋梁の整備	◎ ①橋梁の架け替え・補修
	※ ②仙川上流部・中仙川(中原地区)等の整備
(4)地下水涵養の推進	◎ ①雨水浸透施設の設置 (「第4部－第3 水循環の促進」参照)
	◎ ②地下水、湧水の保全(市全域)
	◎ ③公共施設(道路等)における雨水浸透施設の設置の促進 (「第4部－第3 水循環の促進」参照)
	◎ ④雨水貯留浸透施設の設置の促進 (「第4部－第3 水循環の促進」参照)

4 緑と水の再生・創出

(1) 公園・緑地の整備・活用	◎ ①公園緑地の改修・拡充整備の実施
	◎ ②遊び場広場(プレイパーク)の整備の推進
	◎ ③安全で安心な公園づくりの推進
	※ ④特色ある公園の整備
	⑤ビオトープ(自然の状態が多様な動植物が生息する環境)の創出
	⑥コミュニティ・ガーデン(地域庭園)設置の検討
	⑦雑木林の再生事業の検討
	⑧親水公園化・防災公園化の促進
(2) バリアフリーのまちづくりの推進	①公園・緑地・緑道のバリアフリー化の推進
(3) 公共施設等の緑化・公園化	①公共施設等の緑化の充実と公園化
(4) 公有地化の推進	※ ①公有地化のための新たな財源の検討
	②借地公園等の公有地化の推進
	③保存樹林・生産緑地等の公有地化の推進

5 快適な都市景観の創造

(1) 良好な景観の形成	◎ 景観計画の策定及び条例制定の検討 (「第3部-第3住環境の改善」参照)
	※ ②アメニティマップづくりの実施
	③まちなみ文化賞の創設
(2) 景観形成の誘導	①景観形成への支援・助成策の検討
	②地区計画・建築協定の活用
(3) 公共事業等における景観形成の推進	①公共施設の設置・改修における景観配慮の実施
(4) 美化の推進	①地域の美化活動に対する啓発・支援
	②空缶・吸い殻等の散乱防止

6 協働による緑化等の推進

(1) 民有地の緑化	※ ①屋上緑化・ベランダ緑化等の推進
	②接道部緑化の推進(生け垣化モデルルートの設定等)
	③大規模施設の緑化の推進
	④緑のフリーマーケットの開催(苗木・花など)
	⑤緑化基準による緑化の推進
	⑥事業所等緑化助成事業の実施
(2) 民間緑地の市民開放の推進	◎ ①公共施設・大規模施設内緑地の開放の推進
	◎ ②国立天文台の地域開放の推進
	※ ③市民緑地制度等の活用
(3) 市民緑化の推進	◎ ①市民緑化支援事業の充実
	◎ ②花とみどりのまちづくり事業の推進
	◎ ③花とみどりのフェスティバルの開催
(4) 市民参加による計画づくり	※ ①ワークショップ方式による公園づくりの推進
(5) 公園緑地等の自主管理方式の導入	◎ ①自主管理・公園ボランティアの支援
(6) 市民農園・学校農園等の充実	※ ①市民農園・学校農園等の充実 (「第2部-第2 都市型農業の育成」参照)
	※ ②農業公園の活用
(7) 自然教育・環境教育の推進	①自然観察会の実施
	②ビオトープ(自然の状態が多様な動植物が生息する環境)など自然環境での体験学習の実施
(8) 自然環境調査の実施	①基礎調査、緑被率調査の実施

7 推進体制の確立

(1) 住協等関係団体との連携の強化	①各住区の緑化に関する住民協議会との連携
	②緑のボランティア団体等との緑化活動の連携

(2) (株)まちづくり三鷹との連携の拡充	①(株)まちづくり三鷹との連携の拡充
(3) 組織体制の整備	◎ ①緑と水のサポート組織の設置
	◎ ②ボランティア、コーディネーターの育成
	◎ ③計画推進のための組織体制の整備
(4) 緑と水の情報ネットワークの構築	※ ①緑と水の情報ネットワークの構築

Ⅲ 主要事業(◎で示しています:事業内容は、追加・変更のあったもののみ記載)

1-(1)-① 「緑と水の基本計画」(第2次緑と水の回遊ルート整備計画)の推進

緑と水の公園都市の実現を図るため、「緑と水の基本計画」(第2次緑と水の回遊ルート整備計画)を推進します。この計画は、緑と水の保全及び創出に関する条例に基づく基本的かつ総合的な計画であり、特にエコミュージアム事業、花とみどりのまちづくり事業等のソフト事業との連携など三鷹独自の施策を展開していきます。(市・市民・関係団体・学識者・NPO等)

2-(1)-① ふれあいの里・市民の広場の整備

2-(1)-② 拠点周辺の景観形成の推進

市民が誇れるふるさと空間として、大沢の里、牟礼の里、丸池の里の3か所の「ふれあいの里」の整備を推進するとともに、公園ボランティアの活動を支援します。また、やすらぎの空間として「市民の広場」、「出会いのスポット」や「ポケットパーク」の設置に取り組むとともに、市立アニメーション美術館や農業公園との連携を進めます。さらに、回遊ルートの拠点周辺などを中心に、地域特性を反映した活かした都市景観の保全・創出を誘導し、緑と水の公園都市にふさわしい景観づくりを目指し、良好な景観づくりに向けて市民と協働で取り組んでいきます。(市・市民・関係団体)

2-(2)-① 拠点周遊ルート等の整備

2-(2)-② 「エコミュージアム」関連ルートの整備

2-(2)-③ 河川ルートの整備

2-(2)-④ 回遊ルートのサイン整備の推進

緑と水のネットワーク化を図る代表的なルートとして「ふれあいの里」及び「市民の広場」をつなぐ拠点周遊ルートの整備を進めるとともに、文化財や歴史資料の展示施設等を結ぶルートを重点的に整備し、「エコミュージアム」のネットワーク化を図ります。あわせて、観光や散策、日常生活における利便性・回遊性の向上を図るために、歴史・文化、自然等の地域資源を案内するサイン整備を推進します。サインには二次元バーコードを掲載し、携帯電話用サイトを活用した情報発信を行い、利用者の利便性向上を図ります。

また、野川(大沢の里、大沢総合グラウンド周辺の整備)・仙川(丸池の里の整備)・玉川上水(市立アニメーション美術館への動線及び牟礼の里の整備等)・神田川沿いの拠点やルート整備に重点を置いた「川沿いのまちづくり」について、「エコミュージアム」の考え方と連携しながらルート整備を進めます。

さらに、ビオトープ(自然の状態が多様な動植物が生息する環境)の創出、雑木林や水路の再生、地域のボランティアが維持・管理を行うコミュニティ・ガーデンづくり、河川沿いの遊歩道整備、バリアフリーなどを、新しい回遊ルート整備の中で進めていきます。また、これらを活用した学校教育との連携や環境学習の場の確保を図るとともに、恵まれた地域資源を背景とした協働による保全・活用の取り組みを進めていきます。(市・市民・関係団体)

3-(1)-① 回遊ルート周辺の自然緑地の重点的保全

自然環境保全地区、保存樹木等の指定及び支援を積極的に行うとともに、緑と水の環境整備重点地区(3箇所のふれあいの里)に関する支援策を検討し、同制度や風致地区等を活用しながら、回遊ルート周辺の自然緑地の重点的な保全を図ります。(市・市民・関係団体・NPO等)

3-(3)-① 橋梁の架け替え・補修

橋梁現況調査の結果等を踏まえ、老朽化した橋梁の架け替えを行い、安全性と耐久性の確保を図ります。架け替えにあたっては、環境への配慮や周辺景観との調和を図りながら進めます。(市・市民・関係団体)

4-(1)-① 公園緑地の改修・拡充整備の実施

4-(1)-② 遊び場広場(プレイパーク)の整備の推進

一定のルールのもとに自由に遊ぶことができる広場で子ども達が自分自身で遊びを考え、その遊びを通してさまざまな体験ができることをめざして整備した遊び場広場の利活用状況を踏まえ、新たにプレイパークの整備・拡充を進めます。また、自主的な管理運営に向けて、利用者や近隣住民など市民参加を得ながら運営方法の検討を行います。(市・市民・関係団体・NPO等)

4-(1)-③ 安全で安心な公園づくりの推進 ---

6-(2)-① 公共施設・大規模施設内緑地の開放の推進

6-(2)-② 国立天文台の地域開放の推進

ルーテル学院大学、ICU等の市内大規模施設内緑地を都市の共有財産として保全し、地域への開放に向け、所有者と協議を進めていきます。国立天文台敷地については、大沢の里周辺の地域資源と連携し、良好な自然環境を保全する中で、地域への開放に向けて、検討を進めます。また、文化財的な保存を検討している旧1号宿舎の活用を図ります。(市・市民・関係団体・民間)

6-(3)-① 市民緑化支援事業の推進充実

6-(3)-② 花とみどりのまちづくり事業の推進

6-(3)-③ 花とみどりのフェスティバルの開催

緑豊かな地域づくりを進めるためには、公園や街路樹などの緑のほか、多くを占める住宅や事業所の緑化を推進することが必要です。花で満ちた美しいまちづくりを目指し、民有地内の接道部に面して緑化する団体に花苗等の支援を行う市民緑化支援事業の充実を図ります。また、ガーデニング講習会やガーデニングコンテストを実施するほか、コミュニティ・ガーデンを整備するなど、緑化センターと連携しながら、「花とみどりのまちづくり事業」を推進します。

こうした取り組みを全市的な緑化運動として展開していくために、「花とみどりのフェスティバル」を開催します。(市・市民・関係団体・NPO等)

6-(5)-① 自主管理・公園ボランティアの支援

地域に密着した公園づくりや快適な環境づくりは、市民とのパートナーシップのもとに進めていく必要があります。そこで、市民ボランティアによる清掃活動等をさらに拡充し、公園緑地等の日常的な維持管理・運営を市民や団体が行う自主管理方式の導入を進めるとともに、公園ボランティア団体の活動を支援します。団体の育成・支援にあたっては、新たに設置する緑と水のサポート組織との連携を図ります。
(市・市民・関係団体・NPO等)

7-(3)-① 緑と水のサポート組織の設置

緑と水の地域活動の拡充を図るため、緑と水の保全や緑化等に関する市民活動のコーディネート、専門知識・技術の習得や技術的アドバイスを始めとする活動支援、市民団体のネットワーク化など、地域の住民が主体となって展開する緑と水の活動に対してきめ細やかに対応し、人財や資金・情報などの資源と市民や市民団体をつなぐ中間支援組織を設置します。
(市・市民・関係団体・NPO等)

7-(3)-② ボランティア、コーディネーターの育成

IV 新規・拡充事業(※で示しています:事業内容は、追加・変更のあったもののみ記載)

3-(1)-② 風致地区、自然環境保全地区等の指定

3-(1)-③ 緑と水の環境整備重点地区の指定

3-(3)-② 仙川上流部・中仙川(中原地区)等の整備

水源の森あけぼのふれあい公園周辺の仙川上流部や中仙川(中原地区)等において、地域の憩いの場となる水辺環境の創出を図るため、遊歩道の整備やポケットパークの整備などを検討します。
(市・関係団体・都)

4-(1)-④ 特色ある公園の整備

4-(4)-② 公有地化のための新たな財源の検討

5-(1)-② アメニティマップづくりの実施

6-(1)-① 屋上緑化・ベランダ緑化等の推進

6-(2)-③ 市民緑地制度等の活用

6-(4)-① ワークショップ方式による公園づくりの推進

6-(6)-② 農業公園の活用

7-(4)-① 緑と水の情報ネットワークの構築